

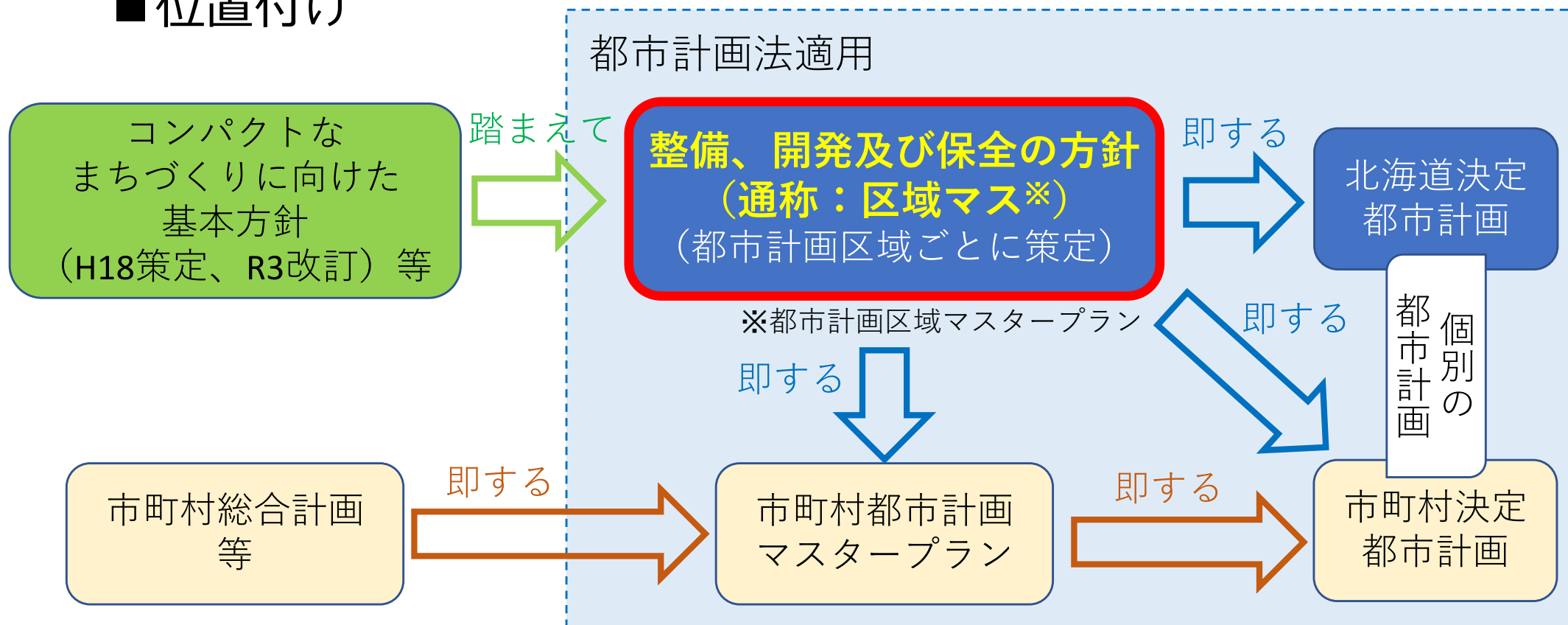
令和7年度
第3回恵庭市都市計画審議会

意見照会

- (1) 千歳恵庭圏都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
の中間見直しについて
(北海道決定)

千歳恵庭圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 について（北海道決定）・・・法第6条の2

■位置付け



おおむね20年後を見据えた上で10年後の令和12年を目標年とする。(基準年:平成27年)

千歳恵庭圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 について（北海道決定）・・・法第6条の2

■ 区域マスの変遷

- 平成15年～16年 全81区域で当初決定

↓
目標年次：平成22年

- 平成21年～23年 全79区域で見直し

↓
目標年次：令和2年（平成32年）

○平成27年 6区域で中間見直し

- 令和1年～3年 全79区域で見直し

↓
目標年次：令和12年

○令和7～8年 要望区域で中間見直し

必要に応じて弾力的かつ機動的な対応のための中間見直し

- ・半導体関連企業立地等による新たな市街地整備
- ・社会情勢の変化による都市構造の再編等への対応 など

千歳恵庭圏都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 について（北海道決定）・・・法第6条の2

■ 区域マスの構成

I 章 都市計画の目標

1. 基本的事項（目標年次、範囲）
2. 都市づくりの基本理念

II 章 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

1. 区域区分の有無
2. 区域区分の方針

現行の区域マス策定時には想定されていなかった社会情勢の変化等に対応について限定して見直し

III 章 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
4. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針

千歳恵庭圏都市計画
 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
 について（北海道決定）

■ 前回からの変更箇所

- ・ 修正資料：区域マス計画書（P.6）
 - ・ 修正箇所：Ⅱ 1（4）①優良な農地との健全な調和に関する方針
- 次世代半導体製造工場の千歳市立地（R5.2）を背景とした、北海道総合計画等の改定及び国家プロジェクトの推進に伴う追記。

【新】	【旧】
<p>・ 本区域のうち、集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地として、その保全に努め、特に、農用地利用計画の中で、農振法第8条第2項第1号の規定に基づき、農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として、市街化区域の拡大の対象とはしない。</p> <p><u>ただし、本区域のうち北海道全体に影響を及ぼす国策的プロジェクト等の対応に必要な都市的土地利用に限り、具体的な土地利用の構想について、農業上の土地利用と必要な調整が図られた場合は、市街化区域の拡大の対象とする。</u></p>	<p>・ 本区域のうち、集团的農用地や国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域、実施を予定している区域などについては、健全な農業の維持と発展を図るためにも、今後とも優良な農用地として、その保全に努め、特に、農用地利用計画の中で、農振法第8条第2項第1号の規定に基づき、農用地区域として定められたものについては「農業上の利用を図るべき土地」として、市街化区域の拡大の対象とはしない。</p>

千歳恵庭圏都市計画
 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
 について（北海道決定）

■ 前回からの変更箇所

- ・ 修正資料：区域マス計画書（P.7）
- ・ 修正箇所：Ⅱ 1（4）④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針
 → 恵庭市都市マスR7改定P.24において、必要に応じて土地利用を検討する区域に位置付けたことによる追記

【新】	【旧】
<p>・ 恵庭市の国道36号やJR駅に近接し広域的な交通利便性に優れている地区は、半導体関連企業の集積立地のための工業用地として農林業との十分な調整を図った上で、都市的土地利用の計画的な誘導を検討する。</p>	<p>—</p>

千歳恵庭圏都市計画
 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
 について（北海道決定）

■ 前回からの変更箇所

- ・ 修正資料：区域マス計画書（P.7）
- ・ 修正箇所：Ⅱ 1（4）④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針
 → 恵庭市都市マスR7改定P.24において、必要に応じて土地利用を検討する区域に位置付けたことによる追記

【新】	【旧】
<p>・ 恵庭市のJR恵み野駅と島松駅を中心とした地域拠点に包含される地区は、地域拠点との連携や既存公共交通への円滑なアクセスが可能であり、半導体関連企業の立地に伴う雇用者の増加に対応するため、豊かな住環境の形成を図りつつも、一定の生活利便施設の立地も許容するよう、都市的土地利用の計画的な誘導を検討する。</p>	<p>—</p>

千歳恵庭圏都市計画
 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
 について（北海道決定）

■ 前回からの変更箇所

- ・ 修正資料：区域マス計画書（P.8）
- ・ 修正箇所：Ⅱ 1（4）④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針
 →恵庭市都市マスR7改定P.24において、必要に応じて土地利用を検討する区域に位置付けたことによる追記

【新】	【旧】
<p>・ 恵庭市の戸磯地区のうち、高速道路及び国道36号周辺の広域的な交通処理機能に優れ且つ千歳市の次世代半導体工場に近接する区域については、半導体関連産業における地域経済活動を牽引する工業用地として、農林業との十分な調整を図った上で、限定的な都市的土地利用を検討する。</p>	<p>—</p>

■ 前回からの変更箇所

- ・修正資料：区域マス計画書（P.8）
 - ・修正箇所：Ⅲ 2（1）① a 交通体系の整備の方針
- 「地域公共交通網形成計画」から「地域公共交通計画」に名称変更したことによる修正

【新】	【旧】
<p>・地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資するよう地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫並びに地域の関係者の連携と協働を推進し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、「地域公共交通計画」に基づき、持続可能な公共交通の実現や環境負荷低減を踏まえた交通体系を構築する。</p>	<p>・千歳市では、「誰もが公共交通や徒歩、自転車等を日常的に使い分けることができ、自然や人に優しく、賑わいと活力に溢れるまちづくり」を目指すため、「地域公共交通網形成計画」を策定していることから本計画と連携し、公共交通の利用促進のため、今後とも沿道の土地利用と連携した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。</p>

千歳恵庭圏都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
について（北海道決定）

■ 前回からの変更箇所

- ・ 修正資料：区域マス計画書（P.12）
 - ・ 修正箇所：Ⅲ 2（3）その他の都市施設
- 恵庭市の一般廃棄物処理施設のみ特記した記述となっており、前段の記載と重複することによる削除

【新】	【旧】
<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ焼却場、ごみ処理場、市場及び火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。 ・ ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては都市計画決定に向けた検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ焼却場、ごみ処理場、市場及び火葬場については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。 ・ ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設については、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては都市計画決定に向けた検討を行う。 ・ <u>恵庭市の一般廃棄物処理施設は、焼却施設、生ごみし尿処理場を中島松地区、ごみ処理場を盤尻地区、リサイクルセンターを島松沢地区に配置しており、当分の間、この処理体制を維持するほか、新たなごみ処理場の整備について検討を行う。</u>

千歳恵庭圏都市計画
 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
 について（北海道決定）

■ 前回からの変更箇所

- ・ 修正資料：区域マス計画書（P.13）
 - ・ 修正箇所：Ⅲ 4（2）① bレクリエーション系統
- 恵庭市都市マスR7改定P.32において、西島松地区への運動・スポーツに親しめる公園緑地の整備検討を位置付けたことによる追記

【新】	【旧】
<p>・ 西島松地区において、健康に配慮した運動・スポーツなどに親しめる公園緑地の具体的な検討を進め、その結果を踏まえて、必要な整備を推進する。</p>	<p>—</p>

千歳恵庭圏都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
について（北海道決定）

■ 区域マスの見直しフロー（案）

